

災害救助法が適用された地域において被害を受けられた皆様へ

令和4年12月20日
株式会社Emyii少額短期保険

令和4年12月17日からの大雪により、新潟県で被害を受けられました皆さまに心よりお見舞い申し上げます。弊社では、災害救助法が適用された地域の被災者のご契約について、以下の特別措置を実施しております。

「継続契約の締結手続き」ならびに「保険料のお支払い」につきまして、一定期間の猶予措置を設けるなどの特別措置を実施いたします。

これらの措置の適用をご希望されるご契約者様は、下記の担当窓口までお問い合わせ下さい。

担当窓口 : 0120-953-827

受付時間 : 月～金 午前9時半～午後5時 但し、土・日・祝日・年末年始休業期間を除く

事故受付 : 0120-956-834

受付時間 : 24時間365日対応

※株式会社あそしあ少額短期保険との共同保険のため、
連絡は株式会社あそしあ少額短期保険のフリーコールにて承ります。

今回、災害救助法が適用された地域は次のとおりです。

都道府県	法適用日	災害救助法適用市町村
新潟県	12月19日	長岡市（ながおかし） 柏崎市（かしわざきし） 小千谷市（おぢやし）
同	12月20日	魚沼市（うおぬまし）

以上